

## 令和6年度市有財産一時貸付（飲料自動販売機）に係る入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和6年1月30日

佐倉市長 西田 三十五

### 1. 入札対象物件

#### (1) 事業名

令和6年度市有財産一時貸付（飲料自動販売機）

#### (2) 貸付物件

物件番号	設置番号	対象施設	設置場所	所在地	予定価格 貸付期間全期間分の 最低貸付料 (消費税及び地方消費税の額を含みません。)
1	1-1	佐倉草ぶえの丘	食堂入口	佐倉市飯野820	402,000円
	1-2	佐倉草ぶえの丘	食堂入口	佐倉市飯野820	
	1-3	佐倉草ぶえの丘	研修センター 食堂ウッド デッキ横	佐倉市飯野820	
	1-4	佐倉草ぶえの丘	研修棟1階	佐倉市飯野820	
2	2-1	佐倉草ぶえの丘	食堂入口	佐倉市飯野820	576,000円
	2-2	佐倉草ぶえの丘	食堂入口	佐倉市飯野820	
	2-3	佐倉草ぶえの丘	古民家	佐倉市飯野820	
	2-4	佐倉草ぶえの丘	広場	佐倉市飯野820	
	2-5	飯野台観光振興施設	休憩所	佐倉市飯野町27	

#### (3) 事業の概要

仕様書等のとおり

#### (4) 貸付期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日（12か月）

### 2 一般競争入札参加資格

#### (1) 満18歳以上の者

#### (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者

#### (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当しない者。又は、当該事実のあった日から3

年以上経過している者

(4) 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者

(5) 佐倉市内に本社、本店又は営業所等を有する者にあっては、法人市民税（個人にあっては住民税）を滞納していない者

(6) 官公庁又は民間企業において、直近2年以内に自ら飲料自動販売機を設置し、運営した実績（現在履行中の実績も可とする。）を有している者

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しない者

(8) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

① 当該入札物件を暴力団の所有物その他これに類するものの用に供しようとする者

② 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合は、その役員、その支店又は営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、団体である場合は、その代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団又は暴力団員である者

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

### 3 市有財産一時貸付一般競争入札案内書の配布場所及び配布期間並びに問い合わせ先

入札に参加を希望される方は、必ず「令和6年度市有財産一時貸付（飲料自動販売機）一般競争入札案内書」（以下、「案内書」という。）を下記（1）のURLよりダウンロードし、入手してください。

#### (1) 配布場所

佐倉市ホームページ・資産経営課「令和6年度市有財産一時貸付（飲料自動販売機）一般競争入札のご案内」のページ

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/shisankeieika/oshirase/18617.html>

#### (2) 配布期間及び時間

ア 令和6年1月30日（火）から令和6年2月13日（火）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日・休日は除きます。）

イ 午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時の間は除きます。）

#### (3) 問い合わせ先

佐倉市海隣寺町 97 番地（市庁舎 1 号館 管理棟 2 階）

佐倉市役所資産経営部資産経営課 FM推進班（電話 043-484-6110）

#### 4 入札保証金

入札保証金の納付は免除としますが、落札者が契約を締結しない場合には、落札額に契約月数（12か月）を乗じた金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てます。）の5%に相当する額を違約金として徴収します。

#### 5 入札手続き

##### (1) 入札期間

令和6年1月30日（火）から令和6年2月13日（火）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日・休日は除きます。）

##### (2) 入札方法

ア 入札方法は、持参又は郵送（配達記録が残る書留郵便等に限り）のいずれかに限ります。

イ 持参の場合は、上記（1）の期間中の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時の間は除きます。）の間に、下記へ提出してください。

##### 【提出先】

佐倉市海隣寺町 97 番地（市庁舎 1 号館 5 階）

佐倉市役所財政部契約検査課 契約班（電話 043-484-6111）

※なお、提出時に持参された方の氏名等を確認させていただきますのでご了承ください。

ウ 郵送（配達記録が残る書留郵便等に限り）の場合は、上記（1）の期間中に下記へ郵送してください。入札期間最終日（令和6年2月13日）必着とします。

##### 【郵送先】

〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地

佐倉市役所財政部契約検査課 契約班 あて

エ 入札回数は、1回とします。

##### (3) 提出書類

入札参加者は、下記の書類を提出してください。

##### ア 個人として入札に参加申請する方

① 入札参加申込書

② 印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの。原本） 1通

③ 入札書

④ 住民票（発行日から3か月以内で個人番号の記載のないもの。原本） 1通

⑤ 国税の納税証明書（その3の2）（発行日から3か月以内のもの。原本） 1通

※「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用を提出してください。

⑥ 佐倉市民の方については、直近2年度分の住民税の納税証明書（発行日から3か月以内のもの。原本） 各1部

※未納がないこと。

- ⑦ 官公庁又は民間企業において、直近2年以内に自ら飲料自動販売機を設置し、運営した実績（現在履行中の実績も可とする。）を証明する書類  
※契約書等の写しを提出してください。

#### イ 法人として入札に参加申請する方

- ① 入札参加申込書

- ② 印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの。原本） 1通

- ③ 委任状

※支店・営業所等に委任する場合のみ提出してください。

- ④ 入札書

- ⑤ 商業登記簿（発行日から3か月以内のもの。原本） 1通

※履歴事項全部証明書に限ります。

- ⑥ 役員等名簿

※履歴事項全部証明書に記載されている役員等全員について記載してください。

- ⑦ 国税の納税証明書（その3の3）（発行日から3か月以内のもの。原本） 1通

※「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用を提出してください。

- ⑧ 佐倉市内に本社、本店又は営業所等がある法人については、直近2年度分の法人市民税の納税証明書（発行日から3か月以内のもの。原本） 各1部

※未納がないこと。

- ⑨ 官公庁又は民間企業において、直近2年以内に自ら飲料自動販売機を設置し、運営した実績（現在履行中の実績も可とする。）を証明する書類  
※契約書等の写しを提出してください。

#### (4) 資格確認結果の連絡

資格確認の結果、入札参加資格なしと決定された方だけに対して、電話で連絡します。電話の連絡後、後日文書により通知します。

#### 6 入札書等の提出方法

- (1) 入札書に記載する入札金額は、**貸付期間全期間(12 か月)の総額(消費税及び地方消費税に相当する額を含まない金額)**を記載してください。

なお、予定価格(最低貸付料)には消費税及び地方消費税に相当する額は含んでおりません。

- (2) 入札書は、入札に参加する物件ごとに、指定の入札書様式を用いて作成して下さい。入札書は、指定の「入札書提出用封筒(案内書24ページを参考に作成して下さい。)」に入れ、必ず封印の上、提出して下さい。

- (3) 入札書を封入した「入札書提出用封筒」と、その他の提出書類を「申込書等封筒(案内書23ページを参考に作成して下さい。)」に同封して提出して下さい。

#### 7 開札

- (1) 開札の日時

令和6年2月29日(木) 午前9時30分から

(2) 開札の場所

佐倉市役所1号館 6階 第1会議室

(3) 開札の方法

ア 開札は、開札立会人の立会いのもと公開して行います。

イ 開札立会人は、市の指定した入札事務に関係のない職員をもって充てます。

ウ 入札参加者その他の傍聴は自由としますが、開札会場その他の事情により傍聴人の数を制限することがあります。

(4) 無効となる入札

無効となる入札は、入札に参加する資格がない方が行った入札等、案内書に定めるとおりとします。

(5) 落札者の決定方法

有効な入札のうち、予定価格（最低貸付料）以上で、最高の価格をもって入札された方を落札者として決定します。なお、落札者となるべき同価格の入札をした方が2人以上いる場合には、開札後、指定する日時場所において、当該入札者によるくじ引きで落札者を決定します。その際くじを引かない方があるときは、入札事務に関係の無い職員にくじを引かせるものとします。

(6) 落札価格及び契約金額の決定

その入札書に記載された価格（貸付期間の総額）をもって落札額とします。

契約金額は、落札額に、100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てます）をもって契約金額（貸付料）とします。

## 8 契約

(1) 契約書の作成

この公告の契約に当たっては、契約書の作成が必要となります。落札者は、落札決定の日からすみやかに契約を締結してください。

(2) 契約保証金

契約の締結に当たっては、契約保証金の納付が必要となります。その額は、契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）とします。

(3) 費用の負担

契約の締結及び履行に関して必要となる一切の費用は、落札者の負担とします。

(4) 貸付料の納付

落札者は、当該年度の貸付料について、佐倉市が発行する納入通知書により、納入通知書に記載された納付期限までに納付しなければなりません。

(5) 利用の制限

落札者は、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に使用してはなりません。

(6) 免責事項

契約の締結後、貸付場所に数量の不足又は契約不適合があった場合においても、佐倉市は原則その責めを負いません。

## 9 留意事項

- (1) 提出された入札参加申込書等は、返却しません。
- (2) 異議申立て
  - ア 入札参加者は、入札後、案内書等の不明その他いかなる理由をもっても、異議を申し立てることはできません。
  - イ 入札の執行は、佐倉市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、開札の日時を延期し、又は取りやめることがあります。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできません。
- (3) 入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報、入札事務のみに使用し、その他の目的には使用しませんが、**入札参加資格確認等のため、警察当局へ情報提供する場合があります。**
- (4) 落札者が、正当な理由なく契約を履行しなかったときは、その事実があった後、一定期間一般競争入札に参加することができないことがあります。
- (5) この公告に記載する事項以外の事項については、案内書のとおりとします。

## 10 担当

### (1) 事業担当

資産経営部資産経営課

電話：043-484-6110

ファクシミリ：043-484-1515

### (2) 入札執行担当

財政部契約検査課

電話：043-484-6111

ファクシミリ：043-486-1919